

■令和4年度にいただいた「市長への手紙」の回答が「検討中（△）」の内容について、回答後の各課の対応状況をまとめました。（令和5年9月現在）

NO	受付月	件名	要旨	回答		所管課	回答後の対応状況
				内容	状況		
1	4月	「プラスチック資源環境促進法」について島田市の対応は？	<p>2022年4月1日「プラスチック資源環境促進法」が施行されました。これに伴い、市町村は「家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化に努めること」との努力義務が伴うことになりました。</p> <p>島田市ではごみ収集に資源ごみは分別して出すようになっていますが、プラスチック使用製品については一般ごみとして回収して焼却炉で燃やすようになっています。</p> <p>環境にやさしい街づくりのひとつとして島田市もいち早く行動を起こし、今回のプラスチック使用製品についても資源ごみとして回収できる体制づくりを早急に整え、実施してもらえよう対応願います。</p>	<p>市は現在、PETボトル及び白色トレイについて、リサイクル製品の材料として再資源化する処理ルートが確立しているため、資源ごみ（マテリアルリサイクル）として分別回収しており、その他のプラスチックについては、田代環境プラザ（ガス化溶融施設）の焼却助燃剤として有効活用（サーマルリサイクル）しております。</p> <p>今後、その他のプラスチックについて分別回収を進めるためには、資源循環の観点から、リサイクル製品の材料として再資源化が可能なプラスチックの特定や分別方法を決めていくこと、それらを再資源化できる事業者の選定や分別回収に要する諸経費を確保することなど、多くの課題があります。</p> <p>同法において実施を努力義務としたことは、各自治体の分別や回収方法、処理施設の形態などを考慮したものであると理解しており、「環境にやさしい街づくり」のひとつとして、体制の整備が必要であると認識していますが、今後の実施につきましては、さらなる調査研究が必要であると考えております。</p>	△	環境課 35-3744	<p>継続して、プラスチックの分別収集を実施するにあたっての調査・研究を進めています。</p> <p>現在、資源ごみとして分別回収しているPETボトル及び白色トレイ以外のプラスチックにおいて、経費の増加を抑えながら、再資源化が可能なプラスチックについての情報収集を行っています。</p>
2	5月	中央公園庭球場の件	<p>当方、毎週末中央公園庭球場にてテニス仲間と楽しくプレーさせて頂いています。今月も来月の予約しようとしたところ、1ヶ月4週の内3週が中体連の大会の為に予約ができず1週分しか予約出来ない状況でした。大会が入るのは仕方ないと思いますが殆どを大会に使用するというのはいかなものかと思えます。せめて、1ヶ月の内大会は2回以内とかでお願い出来ませんか。また、今回中体連の</p>	<p>御指摘のとおり、6月の第二週から7月の第一週までの土・日曜日の昼間の時間においては、中央公園庭球場は、志太榛原支部の中学校総合体育大会のソフトテニス競技の個人・団体の予選・決勝の日程で4日間及び予備日で4日間、計8日間の会場の予約となっております。したがって、これらの8日間は、皆様が5月1日（日）より予約抽選に参加された時点では、予約済みとなっております。</p> <p>市では、体育施設の予約に関しまして、</p>	△	スポーツ振興課 36-7223	<p>御指摘を受け大会関係者と協議を行い今年度は、計6日間（予備日2日）の予約となっております。</p> <p>また、使用されなかった予備日については、速やかに一般に開放し施設を利用頂いております。</p> <p>今後も大会主催者へは、志太榛原地区内での分散開催など、大会運営について相談してまいりたいと考えております。</p>

			<p>大会との事ですが、中学校にも立派なコートが有るのにそちらを使用しないで市民コートを使用する明確な理由をお聞きしたいです。</p> <p>この件については、もう何年も前からコートを使用している人達の間で問題になっていて、署名活動と言う話も出ています。</p>	<p>一定の利用団体による認められた利用内容につきまして、優先的に予約できることとしており、他の利用者様の御協力をお願いしているところでございます。この度の大会につきましても、静岡県競技連盟の主催する大会として、優先的に予約を認めさせていただきました。</p> <p>御意見にございました、「1カ月の内で大会は、2回以下にお願いできないか。」また「中学校のコートは使えないか。」との御意見につきましては、長期間、一般の利用者様の利用が制限されているという実態がございましたが、市のスポーツ振興の観点から、年1回の大会であり、これからの市のスポーツ振興の担い手となる中学生の大会を、整備されたコートで行っていただきたいとの思いも有ります。また、コートが全天候型であり、まとまったコート数と駐車場の確保の点からも、中央公園庭球場の利用が適していると考えております。さらに、今大会では、島田第一中学校のテニスコートや藤枝市民テニス場も使用し、効率的な運営に努めていると伺っています。</p> <p>一方で、中央公園庭球場は大変人気が高い施設であることから、当大会主催者へは、志太榛原地区内での分散開催など、今後の大会会場について相談してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、施設を御利用いただいている利用者様には御迷惑をお掛けしないよう運営してまいりますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。</p>			
3	5月	意見・要望	<p>常日頃「伊太和里の湯」を利用させていただき、ありがとうございます。さて今回で3度目になりますが意見を述べさせていただきますので、ご査収の上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>1)洗い場の給湯栓のことで。通常使用する 38℃前後のお湯（使用温度に</p>	<p>今回、〇〇様からいただきました御意見等つきましても、島田市と指定管理者において情報を共有し、施設の適正かつ円滑な管理及び情報発信を含めた利用者に対するサービスの向上に努めてまいります。</p> <p>洗い場の給湯栓につきましては、今年度、浴室自閉式シャワー混合水栓取替工事を行いますので、給湯量も含めて施工業者</p>	△	観光課 36-7394	<p>修繕の検討をしておりました温度計につきましては、令和5年度予算において、施工いたします。</p>

		<p>より給湯時間がかかるものなので温度を記載しました)を出すのに給湯栓をプッシュすると2秒前後で停止してしまいます。浴室に準備されている小さな洗面器に給湯するには5回以上プッシュしないと満水になりません。20日ぐらい前に利用した時も違う場所でしたが1回プッシュで2秒前後しかお湯が出ませんでした。この時は、多くの蛇口があるのだから、こんなこともあるだろうと思って気にしませんでした。別の場所でも同様なので故障ではなく意図的にこのように調整したものなので問題です。これは100以上の施設中、最低・最悪です。ケチるのも程がありますから一度プッシュすれば洗面器の8分目ぐらいになるよう調整すべきではないでしょうか？尚、シャワーは逆に10秒以上、お湯が出ますが、長すぎです。こんなに長い時間出る施設はありません。ご検討されたらいかがでしょうか。</p> <p>2)浴槽にステンレスの手摺等が設置されています。このステンレスの水位周辺の汚れが酷く並みの不潔ではありません。温泉成分による影響がありますが、何カ月も場合によって1年以上清掃していないと思われれます。こんな汚れは時間をかけなくても誰でも1箇所数十秒で簡単に清掃できることなので、定期的に清掃してお客様に気持ちよく利用していただくのが良いと思います。</p> <p>3)照明のこと 隣り合わせの照明器具の照明ランプの色が異なり不自然です。同じ色のランプに統一するのは常識です。改善を要します。</p> <p>4)山梨県の条例では浴槽水の温度が確認できるように「温度計の設置」や、</p>	<p>等と調整をしております。</p> <p>浴室のステンレスの手摺の汚れ及び駐車場の対応につきましては、5月6日に指定管理者に清掃及び改善等の指示をいたしました。</p> <p>照明ランプにつきましては、随時、指定管理者が切れた電球を同じ型番の新しい電球と交換をしております。電球の使用期間や劣化具合で色の変化が出てしまうとのことでした。指定管理者と改善等について協議をしております。</p> <p>温度計につきましては、今後、修繕などの検討をしております。浴槽の湯量につきましては、お客様の出入りや源泉循環などにより目減りしてしまう場合があると考えられますが、今後も浴槽には、適温の湯を満たしておくことといたします。</p> <p>田代の郷温泉「伊太和里の湯」につきましては、島田市が指定管理者に管理運営を任せているところではありますが、監督する立場として深く反省し、現場の状況把握に努め、施設の維持管理及び指定管理者並びに従業員の指導にあたってまいります。</p> <p>今後も御利用の皆様や地域の皆様からの御意見等を参考に、より多くのお客様に御愛顧いただける施設となるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。</p>			
--	--	---	---	--	--	--

「常温満水であること」、「垂れ流すこと」が義務付けられていますが、静岡県は確認しておりませんが、仮に静岡県も同様だとすると、温度計が設置されていない浴槽があり、設置してあっても破損している箇所が複数箇所あります。浴槽水が一見満水ではないように見えますが、これらは条例に違反していないのでしょうか？それにしても温度計（大型円形）の目隠しは見苦しいです。

5) 駐車場が満杯で道路の反対側の駐車場へ案内されましたが、そこも満杯で駐車出来ないのに、どんどん車を入れ続けていましたので、出口で満杯係員に「1台も停められないのにどうして、どんどん入れるのですか？と話したところ、一杯でしたか？と頓珍漢な返答。状況を把握して入れんか！と思いましたが、それは言わず、他に駐車するところはないのですかと尋ね、教えてもらった第3駐車場というところに行きました。入ろうとすると、出入口付近に居た男性から停止を命じられ、「見ろ、いっぱいだよ？入れないから」と言われ、「ここは第3駐車場だけど満杯で入れないと言ってあるのにどうして来るんだ！」と迷惑そうに繰り返す。他に駐車できる場所がないか尋ねても、はっきりしない。奥の方を指差して、あすこに停められるのではないですか、と話すと、「さっき1台出たからな」、と頭が大混乱している様子。押し問答の末、無理やり入ることができましたが、駐車対応は0点でした。予想外の人が押し掛けたのかも知れませんが、新型コロナの経緯に鑑みれば想定されることなので事前に対応を考えておくべきことだったと思料します。同乗者からは帰ろう、帰ろう、と言われ、私にとっては

			踏んだり蹴ったりの酷い一日でした。				
4	7月	いたわりの湯の施設劣化と対策について	<p>いたわりの湯もお開業 13 年半ばとなりました。</p> <p>多くのリピーターが健康維持と温泉治療又わ湯浴みを楽しみにきています。風光明媚な環境・四方山に囲まれた環境の温泉は素晴らし所です。遠方から来られた方達は喜んでおります。管理者のビル保全の神戸チーフマネージャーはじめ受付職員も清掃管理の職員も笑顔で挨拶してくれており大変うれしく思います。評判がいいです。</p> <p>本題です。</p> <p>13 年の年月の中で温泉施設に何か所に劣化が見受けられます。私達【いたわりの湯を守る会】会員よりの木材特有の劣化があると指摘しました。早期の対策を要望いたします。特に③項です</p> <p>①サウナ室内の壁板の劣化</p> <p>②サウナ室の坐り板の劣化による固定不働。</p> <p>③森林の湯の人工炭酸泉の屋根を支えている木材下が腐り大変危険な状況です。リピーターの専門家が現状を修理しないと台風・地震・で崩壊すると指摘しました。</p> <p>④満天の湯の水風呂の屋根を必要としています。水風呂は屋根が無く太陽の直射日光が強く女性の入浴者から強く要望があります。男性からも目の弱い方に直接太陽光当たり困ってます。また屋根が無いので雨の時男女とも困ります。簡易型の屋根「強風に強く」でも可能です。ご検討ください。以上</p>	<p>今回、〇〇様からいただきました御要望等つきましては、島田市と指定管理者において情報を共有し、施設の適正かつ円滑な管理を含めた利用者に対するサービスの向上に努めてまいります。</p> <p>サウナ室の壁板と座り板の劣化及び森林の湯の屋根を支えている柱に係る対応につきましては、現在、修繕等をする方針で施工業者等と調整をしております。</p> <p>満天の湯の水風呂の直射日光や雨対策につきましては、指定管理者と改善等について協議をしております。</p> <p>今後も御利用の皆様や地域の皆様からの御意見等を参考に、より多くのお客様に御愛顧いただける施設となるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。</p>	△	観光課 36-394	<p>サウナ室につきましては、令和 4 年度に指定管理者が修繕をしております。</p> <p>満天の湯の水風呂の直射日光や雨対策につきましては、シェードを張って対応をしております。</p>
5	10月	台風15号の被害を受けた大井川鉄	<p>台風 15 号による被害状況は新聞・報道で情報を入手して被害にあわれた方々にはお見舞い申し上げます。</p> <p>島田市においても床上・床下浸水の</p>	<p>大井川鐵道株式会社への支援については、台風15号による災害が発生する以前から関係機関により意見交換しておりましたが、災害が発生したことで、より状況が悪化したものと認識しています。</p>	△	生活安心課 36-7144	<p>台風 15 号での被災による大井川鐵道株式会社への支援については、昨年 12 月に復旧しました金谷駅～家山駅間の災害復旧に係る費用を国と協調して補助することとして、</p>

		道への支援について	<p>被害受けられた方があると聞いています。</p> <p>また、土砂崩れにより交通が遮断され、生活に不便をきたしているところもあります。</p> <p>地元企業の大井川鉄道も神尾駅－福用駅で大規模な土砂崩落や複数箇所での土砂流入や倒木などの被害が発生。当面の間、列車での運転を見合わせ、バスによる代行運転を実施しています。（碎石場土砂は行政代執行で復旧工事中）</p> <p>10月26日の静岡新聞に大井川鉄道社長がインタビューに応え、金谷－千頭間の全線復旧のめどが立たず、沿線自治体などに公的支援を求めているとありました。</p> <p>大鉄は、島田市にとって生活の足であり重要な観光資源であると思います。特に観光シーズンを迎え稼ぎ時となる今、一刻も早く何らかの支援を行うことで早期再開を可能とし、企業、島田市双方にプラスになるよう行動を起こしていただくよう提案します。</p>	<p>大井川本線については、金谷～家山間は本年12月の復旧を見込み作業中ですが、家山～千頭間の運行再開に目途が立たない状況と報告を受けています。</p> <p>現在、具体的な支援要望の内容について確認するなどの作業をしており、島田市としてどのような支援ができるか検討している段階です。</p> <p>具体的な支援措置についてはまだお知らせすることはできませんが、大井川鉄道株式会社へ必要な支援を行うべく関係機関と話し合いを続け、しかるべき時点で公表いたします。</p>		<p>令和5年度当初予算に補助金16,655千円を計上し、記者発表しています。</p> <p>その後市議会で議決をいただき、今年度滞りなく大井川鐵道株式会社に補助金を交付しており、市として大井川鐵道株式会社を支援しています。</p>
6	10月	川ざらいの専門業者による対応の検討	<p>毎年4月に市民がボランティアで川ざらいを行っているが、高齢化が進み対応が難しくなっている。大きな負担となっており、中には腰を痛めて後遺症に悩んでいる人もいる。かくいう私もその1人。静岡市などでは既に専門の業者に依頼していると聞いている。島田市でも同様に業者に依頼することを検討願いたい。</p>	<p>市内一斉美化活動（川ざらい）は、農薬用水の確保とともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に40年以上継続している事業であります。</p> <p>この事業は、自治会・町内会組織が主体となって取り組んでいただいている活動であり、市は地域の活動（協力）に対して、必要資材（土のう袋、石灰）の配布、土のう置場の確保及び運搬、地域が借り上げた車両に対する補助金の交付により支援しており、市民の皆様と行政との協働のまちづくりとして、大きな役割を果たしていると考えております。</p> <p>しかし、〇〇様の御指摘のとおり、高齢化社会を迎え、そのあり方についても過渡期にあると認識しております。</p>	△	<p>環境課 35-3744</p> <p>12月1日及び3月2日に開催した島田市環境衛生自治推進協会の全体会にて市内一斉美化活動（川ざらい）について議題にあげ、実施内容等について協議していただきました。</p> <p>市としましても、作業者が高齢化していることを踏まえ、今後は安全性を重視した作業に移行し、危険な場所や大きな河川などの作業は中止していくこと、及び高齢化や新型コロナウイルス感染拡大による不参加についてもこれまで以上に御理解いただくよう依頼しました。</p>

			<p>市といたしましては、皆様にすべてを実施していただくということではなく、安全<small>あんきょ</small>な作業に努めていただき、暗渠等の危険な場所の作業や大掛かりな改修工事はすぐやる課へ御相談いただくようお願いしております。</p> <p>市民の皆様に御苦勞をお掛けしている事業であるとは思いますが、現在のところは、作業を委託して実施することは考えておりません。</p> <p>なお、静岡市に確認しましたところ、島田市と同様に土砂の運搬と処分は業者に委託しておりますが、川ざらいを業者に依頼した実績はありませんと回答を得ましたことを申し添えます。</p> <p>今後は、市民の皆様の御意見も踏まえ、市内一斉美化活動（川ざらい）の方向性について、自治会・町内会と協議していきたいと考えております。</p>				
7	11月	島田市の福祉、減税について	<p>島田市在住、島田市に納税している者です。</p> <p>市役所の福祉課は、お客様が来ても顔すら上げません。私は精神福祉手帳の2級を持っていますが、当初申請の際に、顔写真がなくても大丈夫と説明を受けました。用意するものリスト（福祉課が交付）にも顔写真がないと受けられないサービスがあるとはありませんでした。ただ、現実には顔写真がないと受けられないサービスがあります。また、どの程度の障害があると何級になるか、などの知識もありません。島田市福祉課の言う通り申請していたら不利益を被るところでした。障害者手帳を交付する際にヘルプマークの存在や提案もありません。福祉課は、書類を処理する場所ではなく、障害者がよりよく生活することを提案してこそその課ではありませんか？少なくとも、お客様が来たら、お伺いし</p>	<p>このたびは、福祉課での窓口対応において、〇〇様に不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありません。</p> <p>市民の方々への職員の接遇につきましては、日頃から「市民に寄り添うことが大事である」と注意喚起しているところですが、そうした中、このような御意見を頂きましたことは、とても残念なことです。</p> <p>今回、〇〇様から頂いた、御来庁された方々に対する気付きやお声掛けについての御指摘は、今後、常に窓口に気を配りながらお声掛け等を積極的に行うように、改めて徹底してまいります。</p> <p>次に、精神障害者保健福祉手帳の顔写真の件については、顔写真が無い場合でも手帳を交付することは可能です。一方で、顔写真が無いことによりサービスの一部が受けられない可能性がある旨を、適切に御案内できていなかったことについては、重ねてお詫び申し上げます。顔写真の貼付については、あくまで申請者様の御意向に沿</p>	△	<p>福祉課 36-7154 課税課 36-7140</p>	<p>「失業、廃業等により前年に比し所得が著しく減少したため市民税の納付が困難と認められる者」を令和5年度から市民税の減免対象に加えるよう条例を改正しました。</p>

		<p>ていますか？などの声かけは最低限必要だと考えます。当たり前のことです。改善してください。島田市は障害者が生きづらい市です。</p> <p>また、失業による住民税減税です。藤枝市は失業などによる著しい収入の低下は住民税減免に対応していません。島田市は、災害、生活保護によるものしか減免していません。せめて、特定理由離職者など、ハローワークが認めたものに対しては減免の措置を取ってもいいではありませんか？障害手帳2級の私ですら、生活保護を受け取らなければ減免が受けられません。収入がありません。働けません。住民税の支払いができません。悪循環です。ちなみに、失業による住民税減税は藤枝市以外にも多数あります。</p>	<p>うこととなりますが、手帳交付時に適切に御案内するよう徹底してまいります。</p> <p>次に、ヘルプマークについては、配布を希望される方に対し、福祉課において無償で配布しております。〇〇様からの御指摘のとおり、今回、障害者手帳交付時にヘルプマークの御案内をいたしておりませんでした。今後は、障害者手帳交付時にヘルプマークについて御案内するよう改善してまいります。</p> <p>今回の〇〇様からの様々な御意見を踏まえ、御来庁いただいた市民の皆様にご気持ちよく手続をしていただくために、適切な対応を心掛けるとともに、的確な説明ができるよう、福祉課職員に限らず市の職員全員に改めて徹底してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、〇〇様から御提案いただきました住民税の減免についてですが、島田市では、現在失業などによる著しい収入の低下を条件とした住民税の減免については、市税条例に規定されておらず、減免の対象とはなっていません。しかし、近年は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢及び経済状況等の悪化による失業や休業等により、著しく収入が低下することが多分に考えられる状況であります。このような状況を踏まえ、当市においても、著しい収入の低下を条件とした住民税の減免について検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、収入の減少による減免の規定はございませんが、状況によっては、令和4年度の住民税について、徴収の猶予ができる場合がありますので、納税課（36-7139）まで御相談をお願いします。</p> <p>また、障害者手帳をお持ちとのことですので、一定の条件の下で確定申告又は住民税申告で障害者控除を申告することによって、所得税・住民税等が減額されますので、御検討をお願いします。御不明な点が</p>			
--	--	--	--	--	--	--

				<p>ございましたら、課税課 (36-7140) までお問合せいただきますようお願いいたします。</p> <p>島田市では引き続き、障害者、妊婦、生活困難者の方々に寄り添った優しい市であることを目指し努力していく所存でございますので、今後ともお気付きの点等ございましたら、是非お知らせくださいませよう、よろしくお願ひいたします。</p>			
8	1月	<p>コロナ禍においての回覧板について</p>	<p>コロナ禍において回覧板を回すのは、感染源となる恐れがあり余りよくないと思います。</p> <p>昔からやっている方法ですが、今はラインで広報も読めますし、ペーパーレスに繋がるので、回さなくてもいい方法があるのではないのでしょうか？</p> <p>スマートフォンを活用されていない高齢者世帯には、重要なお知らせは郵送したり、何かしら方法はあるのではないのでしょうか。島田市の中で地域ごとのやり方も様々あるかもしれませんが、時代に沿った方法でこの問題を解決していただけたらと思います。</p> <p>コロナ禍に入り常々思っていました。実際私は今コロナ感染者となり、自宅療養中です。先程回覧板が玄関前に置いてあることに気づきました。中身を見て消毒をして次の世帯へ回そうとしましたが、もし次の方が私がコロナだと知った場合にいくら消毒したとはいえ、気持ちいいものではありません。</p> <p>そのため、次に回覧板を回す世帯の方のラインをしっていたため事情を説明し、玄関に取りに来ていただくようお願いを致しました。私が触れることにより感染リスクとなるので、私は触れていないので重要なことがありましたらラインをしていただくようお願いをいたしました。最近、以前と比べ自身がコロナになっても周</p>	<p>市民の皆さんへの市からのお知らせについては、以前は各戸配布や組回覧のチラシなど、非常に多くの紙面により情報提供してはいたしましたが、これをできる限り「広報しまだ」に集約するなどして、配布文書の削減を図ってきた経緯があります。</p> <p>令和3年度からは、スマートフォンなどにより広報しまだが読めるサービス「カタログポケット」を導入し、市公式LINEと組み合わせることで、利用者へ効率良く情報を届けられるようになりました。</p> <p>今後も、集約できるものは「広報しまだ」へ掲載するとともに、市公式ホームページや市公式LINEなどの活用により、配布文書の削減に努めます。</p> <p>一方で、回覧板には市からのお知らせのほか、自治会（町内会）からのお知らせなどが含まれています。</p> <p>電子回覧板の導入やホームページの運用など、情報提供を工夫して行う自治会もあります。市は、それらの新しい取り組みに対して補助制度を設けており、自治会のICT化がさらに進むよう支援するとともに、回覧板の回し方などについても、自治会と情報交換を図り、より良い方法への改善を模索してまいります。</p> <p>また、広報しまだの自治会を通じた全戸配布については、市としても改善の余地があると考えます。このため、配達業者などのネットワークを活用し、広報しまだを市民に直接届けられるサービスについて、研究に取りかかったところです。</p>	△	<p>広報課 36-7232 市民協働課 36-7403</p>	<p>近隣7市町の広報紙の配布方法・検討状況を調査しました。配布方法については、自治会による使送（当市と同じ）がほとんどで、その他タブロイド判で新聞折り込みをしている自治体や、ポスティングサービスを利用している自治体がありました。当市においても、ポスティングサービスを検討しましたが、島田市を対象地域としており、安定した配達が可能な事業者を現時点では確認できませんでした。</p> <p>また、電子回覧板については、県外市町で導入実績のあるサービスの内容と導入効果を研究しました。これについては、複数のサービスの導入効果と金銭的・自治会の人的負担などを引き続き検証する必要があるため、継続して調査・研究を進めています。</p>

			<p>困に理解が得られる世の中にはありませんでしたが、出来れば周囲に知られたくないのが現状です。</p> <p>コロナと自ら伝えなくてはいけない状況もプライバシーが守られないので改善していただきたいです。</p>	<p>これからも、時代に即した情報発信ができるよう、デジタル媒体のさらなる活用や配布方法の改善などに、引き続き取り組んでまいります。</p>		
9	1月	消防団活動について	<p>7年前から地元である〇〇地区で消防団員として活動しています。ただ、自分が加入した2017年頃から団員不足に悩まされており、現在も欠員が出ています。</p> <p>消防団員の勧誘活動で、仕事や家族の事で忙しいからという理由で断られることが多く、加えて消防団活動で大会などの練習による拘束も理由として挙げられました。</p> <p>消防団員の処遇改善もそうですが、まず操法や規律の大会参加について今一度考えて頂きたいです。</p> <p>普段の操法訓練ならまだしも、団員の殆どが平日仕事で地元にいるわけではないので、1秒を競う大会にあまり必要性が感じられません。</p> <p>今後大会参加について島田市はどうして行くのか教えて頂きたいです。できればこれからは下妻市のように不参加にして頂きたいです。</p> <p>また、団員の確保に関して案を考えてください。</p> <p>この内容に関して、本部役員や他の消防団員に叱責又は注意された場合は責任を持って消防団員を辞めさせていただくのでよろしくお願ひします。ではお返事お待ちしております。</p>	<p>日頃から市民の生命と財産を守るため、消防団の活動に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、操法等の大会への参加につきましては、消火活動の基礎を身に付けるための訓練の一環であり、その技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るとともに、団としての一体感の醸成などの効果があり、消防団員が災害の最前線で安全に活動するために重要なものであると考えています。</p> <p>一方で、消防団員の負担軽減につきましては、令和3年に公益財団法人 日本消防協会から「消防操法大会操法実技の一部見直し」が示されパフォーマンス的な、あるいはセレモニー的な動作の見直しが行われました。</p> <p>これを受け、令和4年には、静岡県消防協会では静岡県消防大会の内容を改め、参加隊は東部・中部・西部からそれぞれ輪番制の出場となり、従来の静岡県消防大会出場のための志太支部大会が無くなりました。また、審査方法についても団員個々の審査は行わず総合審査のみに変更となり消防団員の負担軽減が図られています。</p> <p>市といたしましては、今後の消防操法大会の参加方法や訓練方法などについて、消防団員が活動しやすい環境を整備するため、正副団長会議や本部会議などで検討し、消防団員の負担軽減に向けた働きかけを行いたいと考えています。</p> <p>また、消防団員の確保につきましては、消防団員が活動しやすい環境整備のほか、市民の皆様から信頼される消防団であり続けるように活動の広報の充実などに取り</p>	△	<p>危機管理課 36-7212</p> <p>市としての静岡県消防操法大会への取組み方針の検討につきましては、来年1月以降に正副団長会議や本部会議で協議し決定することとしました。</p>

				組んでまいります。 引き続き、消防団活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。			
10	2月	近隣市町との取り扱い不公平について	<p>私の父親は後期高齢者、要介護 1 です。立ち上がることも歩くことも出来ず、移動は車いすを利用している状態です。</p> <p>この状態を鑑み島田市立総合医療センターの整形外科に障害者手帳交付について質問したところ「加齢による身体機能の低下に起因するものは対象外」との回答あり。介護は相応の費用負担が生じるため税控除について調べたところ「障害者控除対象者認定制度」の存在を知り長寿介護課に相談したところ日常生活自立度が A1 以上かつ要介護度 2 以上であることが条件。また、この基準は近隣市町と情報交換のうえ決定しているとの回答がありました。</p> <p>そこで藤枝市に確認したところ要介護度 1 以上であれば申請受付可能との回答があり島田市の取り扱いは近隣市町に比べ著しく不公平であることが判明しました。そもそも税金(国税)は国民に等しく課税されるべきものであり居住している市町により差異が生じるものではないと考えます。本件のように受付段階で厳しい条件を設定することに合理性があるとは思えません、言い換えれば仕事を減らしたいが故に条件を設定していると捉えられかねられません。早急に近隣市町と異なる対応を是正して頂きたい。</p> <p>参考:国税庁の通達では「障害者控除対象者認定制度」について要支援、要介護は必須要件ではありません。また、千葉県船橋市は通達通りの取り扱いとなっています。</p>	<p>「障害者控除」は、〇〇様が御承知のとおり、精神または身体に障害のある65歳以上の方で、障害の程度が知的障害または身体障害に準ずる者として市町村長等の認定を受けた場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。</p> <p>このため、市町村等では対象者を認定するための基準をそれぞれ定めていますが、本市においては、「障害者控除」を受けられる「知的障害または身体障害に準ずる者」を認定する基準として、主治医の意見書及び認定調査票の日常生活自立度が一定以上の者であって、要介護等状態区分が要介護度 2 以上の者としております。</p> <p>〇〇様からいただいたお手紙にありまして、藤枝市等の近隣市とは異なる基準となっていますが、全国的には、本市と同等の要介護度 2 以上と設定している自治体が複数ありますので、必ずしも公平性を欠いた基準であるとは認識しておりません。</p> <p>しかし、今回、〇〇様からいただいた御意見を踏まえて、今後の「障害者」及び「特別障害者」の認定基準については、要介護等状態区分に関する基準の見直しも含め検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、本市が認定基準を見直す場合には、過去 5 年間に遡って見直し後の認定基準による申請を行っていただくことが可能であることを申し添えます。</p>	△	長寿介護課 34-3294	<p>「障害者」及び「特別障害者」の認定基準について、要介護度の規定を削除し、身体障害者(1級又は2級)に準ずる者及び寝たきり高齢者について認定基準を別に設けることとして、「島田市障害者控除対象者認定に関する要領」を令和 5 年 8 月 10 日付けで改正を行いました。今後の周知として、市ホームページ等でお知らせしていく予定です。</p> <p>ただし、当初は「過去 5 年間に遡って見直し後の認定基準による申請が可能である」ことを考えていましたが、そのような取り扱いをすると市・県民税及び所得税が変わることがあり、その税額を基に算定する保険料等への影響が多岐であるため、認定基準の適用については、施行日を基準として、従前の要領と区別することと致しました。</p>

11	2月	子育てに関する政策について	<p>①第二子の保育料無償化について 東京都に続き、全国各地で第二子の保育料を令和5年度から無償化すると発表し、県内では長泉町や静岡市もそのようにすると報道で知りました。島田市は行わないのでしょうか。</p> <p>②保育園での使用済みオムツの処分について 厚生労働省は、保育園で使用済みオムツを処分するよう通知したと報道で知りましたが、市内の保育園での対応はどのようになさるのでしょうか。</p> <p>③児童クラブについて 子どもの数は減少していても、共働きがスタンダードと言える現代では、児童クラブを必要とする児童は増加していると思われます。 実際、私の子どもが通う小学校では、児童クラブの利用申し込み者は定員をはるかに超過し、2年生から待機児童が発生しています。 しかし、8歳程度の児童が、下校後安全に保護者の帰宅を一人で待つことは、近所での見守りが無いような現代では、現実的でないと思います。 児童クラブの待機児童問題について市ではどのような対応をしているのですか。 また、第一小学校は校舎建て替えのため冬から定員をさらに減じることですが、必要な建て替えとはいえ、なぜこのように子どもが割を食うような状況となるのでしょうか。せめて同数を定員とできるよう運営すべきではないですか。 新校舎に併設する児童クラブの定員も、これまでの第一小学校の児童クラブの定員と、北部4校の児童クラブの定員の単純な足し算になっていることも、これまでの申込数の経緯を考えると疑問です。新校舎建設にかかる会</p>	<p>子育て家庭に対する支援については、経済的支援も含めて全国の市町村で様々な取組が行われています。</p> <p>島田市においても、以下のような取組を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時から担当保健師を配置し、妊娠期から子育て期にかけて同じ保健師が継続的に支援をする「島田市版ネウボラ」（県内初） ・妊娠中及び出産後間もないお母さんが安心して子育てができるよう、育児経験のある保育士が無料で家庭を訪問して相談・育児援助を行う「育児サポーター派遣」 ・子育てに関する相談や情報提供について、それぞれの事情に応じて対応する「子育てコンシェルジュ」の設置 ・「島田市公式LINE」「島田市子育て応援サイト しまいく」「島田市子育て支援プラットフォーム しまいく+（プラス）」による子育て情報の配信、申請受付など ・県内でもいち早く保育料の第二子半額、第三子無償化の年齢制限撤廃（6歳以上の子も第1子とカウントすること）を実施 <p>また、令和5年10月受診分からは、18歳までの子どもの医療費及び入院時の食事療養費の無料化を実施することとしております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、御質問をいただきました①～③について、下記のとおり御回答申し上げます。</p> <p>①第二子の保育料無償化については、今後の検討課題として、国にも強く要望してまいります。</p> <p>②保育園での使用済みオムツの処分については、厚生労働省から「推奨」という通知があったと承知しております。市としては、地域性や施設の実情を踏まえて可能な限り実施することが望ましいものと受け止めています。つきましては、公立保育園については、利用者や対応している保育士の意見等を踏まえて実施に向けて調</p>	△	<p>保育支援課 36-7195</p> <p>子育て応援課 36-7159</p>	<p>保育園での使用済みオムツの処分については、民間園に対して、現在処分費用の補助予定はありませんが、各園での処分を依頼してまいります。</p> <p>島田第一小学校区放課後児童クラブにおける今後の定員数等については、再度の検討の結果、下記のとおりを予定しています。</p> <p>【R6.1～3】 定員：95人（現在の定員数と同数） 場所：島田第一中学校地域連携室</p> <p>【R6.4～R7.3】 定員：160人 場所：閉校後の伊太小学校</p> <p>【R7.4～】 定員数：180人 場所：島田第一小学校</p>
----	----	---------------	---	---	---	--	--

			<p>議録を読んでも、そこには言及はなかったように思います。どのようなお考えだったのでしょうか。</p> <p>(恥ずかしながら、子の入学が決まってようやく新校舎建設にあたる資料を読みはじめたため、もっと早くから確認すべきだったと反省しています。)</p> <p>民間の児童クラブが存在しない以上、私たちには選択肢がありません。</p> <p>保育園までは子を安心して預け就労することができても、小学校入学からは就労の継続を諦めざるを得ないような状況では、入学から途端に梯子を外されたように感じます。</p>	<p>整しております。なお、市内の民間保育施設については、各施設の保育方針があるので、国の通知の主旨を伝えたくえて、それぞれの施設の判断に任せることとし、その費用について今後調整していきます。</p> <p>③放課後児童クラブについて</p> <p>市といたしましても、放課後児童クラブ利用への要望に応えるため、新たなクラブの開所、学校の余裕教室の活用、民間クラブの運営支援などにより、平成28年度から令和3年度までに定員を200人以上増やしてまいりました。しかし、学校によっては想定を上回る申込みがあり、1人でも多くの児童を受け入れるため、定員を超える人数で調整を図っておりますが、それでも受けきれない児童が出てしまう状況であります。</p> <p>島田第一小学校区放課後児童クラブにつきまして、新たな放課後児童クラブの建設工事を行う令和6年1月から令和7年3月までの期間は、島田第一小学校の敷地内でのクラブ運営ができなくなるため、島田第一中学校の地域連携室と閉校後の伊太小学校を利用して、受入れを行う予定であります。</p> <p>新しい島田第一小学校区放課後児童クラブの定員については、学校敷地面積が限られる中、島一小と北部4小の定員数と今後の児童数の見込みを考慮し、現在の定員合計130人に対し140人の定員とすることにしておりますが、申込み状況等を勘案しながら、必要に応じて増員を検討していきます。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--